

筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業 要求水準書の修正に係る新旧対照表（令和3年6月11日）

要求水準書記載頁等	修正前	修正後								
<p>1 頁</p> <p>1. 業務全般に関する要求水準</p> <p>(1) 事業敷地の基本条件</p> <p>1) 敷地に関連する各種法規制等</p>	<table border="1" data-bbox="581 348 1608 487"> <tr> <td data-bbox="581 348 848 436">所在地</td> <td data-bbox="848 348 1608 436">茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3 ※9番の2は含まない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 436 848 487">敷地面積</td> <td data-bbox="848 436 1608 487">全体面積約 8,242.37 m<sup>2</sup>（登記面積）</td> </tr> </table>	所在地	茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3 ※9番の2は含まない。	敷地面積	全体面積約 8,242.37 m <sup>2</sup> （登記面積）	<table border="1" data-bbox="1670 348 2686 621"> <tr> <td data-bbox="1670 348 1938 436">所在地</td> <td data-bbox="1938 348 2686 436">茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3 <u>内</u> ※9番の2は含まない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 436 1938 621">敷地面積</td> <td data-bbox="1938 436 2686 621"><u>約 7,465 m<sup>2</sup></u> <u>（上記は概ねの目安であり、詳細な敷地面積は大学・つくば市・選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定する）</u></td> </tr> </table>	所在地	茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3 <u>内</u> ※9番の2は含まない。	敷地面積	<u>約 7,465 m<sup>2</sup></u> <u>（上記は概ねの目安であり、詳細な敷地面積は大学・つくば市・選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定する）</u>
所在地	茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3 ※9番の2は含まない。									
敷地面積	全体面積約 8,242.37 m <sup>2</sup> （登記面積）									
所在地	茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3 <u>内</u> ※9番の2は含まない。									
敷地面積	<u>約 7,465 m<sup>2</sup></u> <u>（上記は概ねの目安であり、詳細な敷地面積は大学・つくば市・選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定する）</u>									
<p>1 頁</p> <p>1. 業務全般に関する要求水準</p> <p>(2) 業務区分</p>	<p>ア 本施設の整備等にあたって必要となる事前調査</p>	<p>ア 本施設の整備等にあたって必要となる事前調査</p> <p><u>（ア） 貸付敷地範囲設定に向けた協議・測量調査</u></p> <p><u>（イ） その他、本施設の整備等にあたって必要となる事前調査</u></p>								
<p>3 頁</p> <p>2. 土地の貸付に関する事項</p> <p>(2) 土地の貸付等の条件</p>	<p>・貸付面積は事業敷地全体とする。</p>	<p>・貸付面積・貸付範囲は「<u>参考資料 1（敷地概要・案内図）修正版</u>」で示す範囲とする。<u>ただし公募時点で示す敷地面積、敷地境界は概ねの目安であり、詳細な敷地面積、敷地境界位置は、選定事業者決定後、大学・つくば市・選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定する。</u></p>								
<p>5 頁</p> <p>3. 施設整備に係る要求水準</p> <p>【新規】</p>	<p>【新規】</p>	<p><u>（8）事前調査に係る要求水準</u></p> <p>・<u>選定事業者は、大学及びつくば市と協議し、事業用定期転借地権を設定する敷地範囲を確定すること。敷地範囲の確定に向けて必要となる測量調査は選定事業者が実施するものとする。調査時期、調査方法は大学及びつくば市と相談の上、決定すること。</u></p> <p>・<u>選定事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、大学及びつくば市の許可を受けて、標準貫入試験等、必要な調査を行うこと。</u></p>								
<p>6 頁</p> <p>3. 施設整備に係る要求水準</p> <p>(8) 基本設計・実施設計に係る要求水準</p>	<p>(8) 基本設計・実施設計に係る要求水準</p> <p>1) 基本事項</p> <p>・選定事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、大学及びつくば市の許可を受けて、標準貫入試験、測量調査等を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>4) 児童発達支援センター等の内装設計に係る要求水準</p> <p>①施設の規模及び構成</p> <p>ア 施設の規模・構成</p> <p>・延床面積 2,000 m<sup>2</sup>程度（2,000 m<sup>2</sup>を上限とする）とすること。</p>	<p><u>（9）基本設計・実施設計に係る要求水準</u></p> <p>1) 基本事項</p> <p><u>（削除：「（8）事前調査に係る要求水準」に修正記載）</u></p> <p>(略)</p> <p>4) 児童発達支援センター等の内装設計に係る要求水準</p> <p>①施設の規模及び構成</p> <p>ア 施設の規模・構成</p> <p>・延床面積 <u>1,800 m<sup>2</sup>程度（1,800 m<sup>2</sup>を上限とする）</u>とすること。</p>								

	<p>(略)</p> <p>③必要諸室</p> <table border="1" data-bbox="670 306 1605 428"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>室名</th> <th>用途</th> <th>規模等 (1室あたり)</th> <th>室数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>指導訓練室 A</td> <td>・ 主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用</td> <td>・ 定員 10 人 ・ 最低床面積 2.47 m<sup>2</sup> /人以上を確保</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	No.	室名	用途	規模等 (1室あたり)	室数	1	指導訓練室 A	・ 主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用	・ 定員 10 人 ・ 最低床面積 2.47 m <sup>2</sup> /人以上を確保	2	<p>(略)</p> <p>③必要諸室</p> <table border="1" data-bbox="1760 306 2694 428"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>室名</th> <th>用途</th> <th>規模等 (1室あたり)</th> <th>室数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>指導訓練室 A</td> <td>・ 主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用</td> <td>・ 定員 10 人 ・ <u>床面積 40 m<sup>2</sup>程度</u></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	No.	室名	用途	規模等 (1室あたり)	室数	1	指導訓練室 A	・ 主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用	・ 定員 10 人 ・ <u>床面積 40 m<sup>2</sup>程度</u>	2
No.	室名	用途	規模等 (1室あたり)	室数																		
1	指導訓練室 A	・ 主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用	・ 定員 10 人 ・ 最低床面積 2.47 m <sup>2</sup> /人以上を確保	2																		
No.	室名	用途	規模等 (1室あたり)	室数																		
1	指導訓練室 A	・ 主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用	・ 定員 10 人 ・ <u>床面積 40 m<sup>2</sup>程度</u>	2																		
<p>1 2 頁</p> <p>3. 施設整備に係る要求水準</p> <p>(9) 建設工事・工事監理に係る要求水準</p>	<p>(9) 建設工事・工事監理に係る要求水準</p> <p>2) 工事着工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事着工にあたっては、建設工事に必要な各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障のないように作成し、大学に提出すること。</li> </ul>	<p><u>(10) 建設工事・工事監理に係る要求水準</u></p> <p>2) 工事着工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事着工にあたっては、建設工事に必要な各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障のないように作成し、大学に提出すること。</li> <li>・<u>つくば市所有の隣接地の植栽等が敷地境界線を越え、事業に影響がある場合は、つくば市に申入れを行うこととする。つくば市は選定事業者と協議の上、剪定等を行う。</u></li> </ul>																				
<p>1 5 頁</p> <p>4. 運営及び維持管理等に関する要求水準</p> <p>(1) 基本事項</p>	<p>(1) 基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、大学及び周辺地域と連携し、地域の快適性及び価値の向上に向けたサービスを提供すること。</li> <li>・本施設を整備することによる近隣地域への交通渋滞等への影響を最小限に抑えるような工夫を講じる。</li> <li>・運営にあたっては、サービスの内容に見合った料金を設定すること（児童発達支援センター等の部分を除く）とし、高齢者や障がい者など、だれにでも利用しやすい施設とすること。</li> <li>・事業期間にわたって、建物及び外構の保守管理を実施し、清掃、警備などを適切に行い、清潔性、十分なセキュリティの確保を行うこと。</li> </ul> <p>・劣化による危険、障害の発生を未然に防止すること。</p>	<p>(1) 基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、大学及び周辺地域と連携し、地域の快適性及び価値の向上に向けたサービスを提供すること。</li> <li>・本施設を整備することによる近隣地域への交通渋滞等への影響を最小限に抑えるような工夫を講じる。</li> <li>・運営にあたっては、サービスの内容に見合った料金を設定すること（児童発達支援センター等の部分を除く）とし、高齢者や障がい者など、だれにでも利用しやすい施設とすること。</li> <li>・事業期間にわたって、建物及び外構の保守管理を実施し、清掃、警備などを適切に行い、清潔性、十分なセキュリティの確保を行うこと。</li> <li>・<u>つくば市所有の隣接地の植栽等が敷地境界線を越え、事業に影響がある場合は、つくば市に申入れを行うこととする。つくば市は選定事業者と協議の上、剪定等を行う。</u></li> </ul> <p>・劣化による危険、障害の発生を未然に防止すること。</p>																				